

建指第1599号

令和7年2月6日

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会長 殿

茨城県土木部長

(公印省略)

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請手数料について（通知）

本県の開発行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。）に係る下記の手数料が新設されましたので、貴会員等にご周知下さいますようお願いいたします。

記

1 新設される申請手数料

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料
- ・土石の堆積に関する工事許可申請手数料
- ・土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料

2 施行日

令和7年4月1日

3 その他

盛土規制法の規制に関する情報につきましては、以下の茨城県HPをご確認願います。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>

お問合せ先

茨城県土木部都市局建築指導課 宅地担当

TEL：029-301-4732 FAX：029-301-4739

E-mail：kenshi4@pref.ibaraki.lg.jp